

組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

尚、この通知により変更された土地については、賦課金、負担金は新資格者が納入者となること（土地改良法第43条第1項権利義務の継承）を、現資格者、新資格者ともに確認了承のうえ通知します。

令和 年 月 日 ←記入日・提出日等

現資格者
譲渡人様→ 住所 長岡市下々条町1000番地2
氏名 刈谷田 一郎

新資格者
譲受人様→ (賦課金、負担金の納入者) 住所 長岡市下々条町1903番地1
フリガナ フク シマ エ イチロウ
氏名 福島江 一郎
M T S 27年 2月 25日生
(電話番号 0258 - 22 - 6111)

福島江土地改良区理事長 様

1 資格得喪の対象たる土地 (行数が不足する際は、複数枚を使い作成して下さい)

町名	字名	地番	地目		地積(m ²)	摘要
			台帳	現況		
下々条町	八百刈	999-9	田	田	999	

2 資格得喪の原因(該当箇所には○印、又は記入)

- 売買による
- 経営移譲による
- 相続による
- 交換による
- 利用権・賃貸借・使用貸借の解約
- その他()

3 資格得喪の時期 年 月 日 ←所有権移転日等

*以下の欄については事務処理事項につき記載不要

組合員名簿	土地台帳	名寄台帳	賦課システム		

現資格者コード					
新資格者コード					

*この通知により取得した個人情報は、土地改良区業務の遂行に必要なことに利用し適正に管理いたします。なお、本人の同意なしに第三者に提供いたしません。